

議 事 録

No. 1

<p>会議名 平成22年度小牧市国民健康保険運営協議会</p>	<p>出席者 野村嘉久 鳥居 馨 澤野久子 丹羽せい子 鈴木 勉 舟橋國博 塚原邦秋 大野嘉治 永井利保 広瀬和彦 村井茂樹</p>
<p>平成23年3月7日(月) 自 P.M. 2時00分 至 P.M. 3時00分</p>	<p>場所 本会議用控室</p>
<p>議 題 (1) 出産育児一時金の金額について (2) 国民健康保険税の賦課限度額の改正について (3) その他 ・ 国民健康保険の広域化について</p>	<p>欠席者 大野武弘 菱田直基</p>
<p>司会</p>	<p>ただいまから、小牧市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。なお、当協議会の傍聴の申し出はありませんでしたので、報告させていただきます。</p> <p>まず最初に、山下市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>山下市長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>司会</p>	<p>続きまして、野村会長より、ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>野村会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、諮問をさせていただきたいと思います。</p> <p>山下市長お願いいたします。</p>
<p>山下市長</p>	<p>(諮問書朗読)</p> 
<p>司会</p>	<p>山下市長におかれましては、他に公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。</p>
<p>司会</p>	<p>それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。</p> <p>議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして、会長をお願いさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>

議 事 録

No. 2

会長	それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。
事務局	ただいまの出席委員は11名であります。
会長	過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。次に、本日の議事録の署名者を指名させていただきます。澤野久子委員と、舟橋國博委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
	それでは、議事に入ります。
	議題(1)「出産育児一時金の金額について」を議題とします。
	事務局の説明をお願いします。
事務局	出産育児一時金の金額について。
	資料1ページをご覧くださいと思います。出産育児一時金の金額であります。平成6年10月、24万円から30万円に引き上げ、35万円の時期を経て、平成21年10月から39万円に引き上げたところであり、産科医療補償制度加入の医療機関では3万円加算の42万円に引き上げを行ってまいりました。平成21年10月の改正は少子化の緊急対策として、今年3月までの時限措置であります。
	今年4月以降の出産につきまして現行の金額を継続するよう健康保険法の改正が3月中旬に予定されております。
	本市におきましては、健康保険法の施行令に準じた取り扱いをしておりますので、健康保険法の改正がありましたらそれに合せて、39万円の額を継続していきたいという考えで、諮問をお願いするものであります。
	なお、小牧市を除く県下36市の状況であります。全市が現行の39万円を継続していく予定であります。また、ここ数年の出産育児一時金の件数と支給額を参考までにつけさせていただきました。
	簡単ではありますがこれで、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 事 録

No. 3

会長	事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただき たいと思います。ご質問、ご意見等はございませんか。
	なお、この件に関しましては、重要な案件でありますことから、全員一致 で結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくご協力をいただきたい と思っております。
会長	ご質問もないようではありますが、皆様お忙しいことと思っておりますので、でき ましたら、本日結論を出していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	「異議なし」とのことですので、本日諮問のありました「出産育児 一時金の金額について」につきましては、健康保険法施行令の改正がなさ れ、39万円と規定された場合には、小牧市国民健康保険の出産育児一時 金についても39万円とすることにご異議ございませんか。
	なお、産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は、 3万円の加算を加え39万円から42万円になるものであります。
各委員	(異議なし)
会長	「異議なし」とのことですので、「出産育児一時金の金額について」 につきましては、健康保険法施行令の改正がなされ、39万円と規定され た場合には、小牧市国民健康保険の出産育児一時金についても39万円と することに決定いたしました。
	続きまして議題(2)「国民健康保険税の賦課限度額の改正について」を 議題とします。事務局からの説明をお願いします。
事務局	国民健康保険税の賦課限度額の改正について。 資料2ページをご覧くださいと思います。下段の平成22年度の欄を ご覧くださいと思います。国民健康保険税の賦課限度額であります

議 事 録

No. 4

<p>が、平成22年度につきましては国基準に合わせ、基礎課税分につきましては、47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税分につきましては、12万円から13万円に、介護納付金分につきましては、9万円から10万円にそれぞれ改正いたしました。</p>
<p>賦課限度額については、地方税法の施行令に規定されており、平成23年度から基礎課税分につきましては、50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税分につきましては、13万円から14万円に、介護納付金分につきましては、10万円から12万円に改正される予定であります。</p>
<p>平成22年度の国保財政は、先ほど市長の方からもお話ございましたが、大変厳しい状況でありまして、税収等の落ち込みにより、一般会計からの赤字補填ということで、13億円ほどの繰り入れが必要になるだろうと見込んでおります。こうした中でありますので、少しでも限度額を引き上げて自主財源の確保を図っていきたいと考えておりまして、国の基準に合わせ小牧市も引き上げをしていきたいということで、諮問をしていきたいと思っております。</p>
<p>資料3ページをご覧くださいと思います。国基準どおり賦課限度額を引き上げたときの影響ですが、夫婦が40歳以上65歳未満、子どもが2人、固定資産税額が10万円の世帯で試算しますと、基礎課税額分につきましては世帯の総所得が936万円超の世帯、約600世帯が対象となります。後期高齢者支援金等課税額分につきましては世帯の総所得が980万円超の世帯、約600世帯が対象となります。また介護納付金課税額分につきましては、総所得が965万円超の世帯、約250世帯が対象となると見込んでおります。</p>
<p>今示しました世帯におきまして、総所得が1,000万円と仮定しますと、年間で1世帯あたり14,900円の増額となるだろうと考えております。市全体では、1,500万円ほどの調定額の増となる見込みであります。</p>
<p>なお、県下の状況は、国基準にあわせて改正を予定する市は、名古屋市、豊橋市など19市であります。おおむね1年遅れで改正する市は一宮市、春日井市など10市であります。そのほかの市は現在未定ということで、</p>

議 事 録

No. 5

	<p>刈谷市、犬山市など7市であります。以上であります。よろしくお願い します。</p>
会長	<p>事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見等をいただき たいと思います。ご質問、ご意見等はございませんか。</p> <p>なお、この件に関しましては、重要な案件でありますことから、全員一致 で結論を出していきたいと思っておりますので、よろしくご協力をいただきたい と思っております。</p>
会長	<p>ご質問もないようではありますが、皆様お忙しいことと思っておりますので、でき ましたら、本日結論を出していきたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、本日諮問のありました「国民健康 保険税の賦課限度額の改正について」は、国民健康保険税の賦課限度額に 係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の賦課限 度額を改正後の賦課限度額に改正することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>「異議なし」とのことですので、本日諮問のありました「国民健康 保険税の賦課限度額の改正について」は、国民健康保険税の賦課限度額に 係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の賦課限 度額を改正後の賦課限度額に改正することに決定いたしました。</p> <p>なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい 方ばかりでありますので、お許しいただければ、私が日を改めまして行い たいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>

議 事 録

No. 6

各委員	(異議なし)
会長	また、答申書の内容につきましては、本日皆様からいただきました、ご意見等を盛り込んでいきたいと思っておりますので、ご一任いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	ありがとうございました。 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。 続きまして5その他「国民健康保険の広域化について」事務局から説明がありますのでお願いします。
事務局	国民健康保険の広域化 国民健康保険の広域化について今取り組みがされております。その内容について説明をさせていただきます。前回の運営協議会の際に少しお話しさせていただきましたので、重複する点があるかと思いますが、よろしく お願いします。 資料4ページをご覧くださいと思います。1つ目2つ目の丸のところですが、国民健康保険では、所得の少ない方が多く、十分な保険税収入が確保できない上、年齢構成も社会保険より高く医療費がかさみ、財政基盤が非常に脆弱であります。また市町村間の保険税負担の公平化等の観点から同じ医療を受けても小牧市と隣の市では金額が違うということがあり、医療制度として都道府県単位化を進めることが必要でないかと議論されております。昨年の12月に高齢者医療制度改革会議で取りまとめされました。 3つ目の丸のところですが、こうしたことから広域化の第1段階として、75歳以上の高齢者の方を国民健康保険に戻し、県単位の財政運営をしようとするものであります。

議 事 録

No. 7

<p>4つ目の丸のところですが、75歳未満の現役世代の方につきましては、市町村ごと算定方式が異なるため、一挙に県単位化をいたしますと、大きな混乱が生ずる恐れがあるため、県が策定する広域化等支援方針に基づき第1段階へ移行後おおむね5年後に第2段階へ移行させ、被用者保険加入者の方を除いて県単位で運用していこうとするものであります。</p> <p>愛知県におきましては、平成23年度の広域化等支援方針が策定されました。このなかで、平成23年度の目標であります、保険者の収納率は小牧市でありますと90%という方針が策定されました。</p> <p>資料5ページをご覧くださいと思います。県と市の事務分担であります、財政運営、標準保険税率の設定は、県が行い、保険税については、世帯単位で保険税を徴収することから標準税率に基づき、保険税率の決定賦課徴収は市が行うと示されております。高齢者の保険証の発行を含む資格管理及び給付事務は県が行う場合、事務処理に時間を要することから市が行うこととするものであります。</p> <p>資料6ページをご覧くださいと思います。事務処理については、県と市町村が処理することが基本となりますが、地域の実情に応じ、地方自治法に基づく広域連合を活用することも考えられます。</p> <p>資料7ページをご覧くださいと思います。第1段階における保険税率の決定、賦課徴収の仕組みであります、1番目といたしまして、県が高齢者の保険給付等に要する費用に基づき、均等割と所得割の2方式で標準保険税率を定めることとなります。2番目といたしまして、市町村は、標準税率を基に被保険者の所得を考慮し、条例で高齢者の保険税率を定めることとなります。3番目といたしまして、広域化等支援方針に基づき、標準化を進めるため、現役世代の保険税率を定めます。4番目といたしまして、市町村は高齢者の保険税と現役世代の保険税を合算し、世帯主から徴収いたします。5番目といたしまして、市町村は高齢者の保険税を県へ納付することとし、保険税の収納不足が生じた場合には、県の財政安定化基金を活用することとなります。</p> <p>資料8ページをご覧くださいと思います。全年齢で県単位化する第2</p>
--

議 事 録

No. 8

	<p>段階に移行するに当たり、検討すべき事項であります。1番目といたしまして、保険税について、全年齢で県単位化した段階で高齢者と現役世代の保険税の基準を一本化するのか、市町村の収納率や医療費の格差を保険税率に反映させるのか、検討が必要になってきます。2番目といたしまして、高齢者と現役世代の会計を区分する必要があるのか、国民健康保険と被用者保険間の財政調整をどうするのか、こういった問題も生じてきます。3番目といたしまして、県と市町村の役割分担の見直しが必要であるか否かの検討が必要となります。</p> <p>これらの点について現時点で判断するのではなく今後の医療費の動向や社会情勢等を踏まえ、第1段階の施行状況を見ながら検討することが必要と結論がされております。現在のところ、全国知事会において都道府県が保険者となることについては、反対されており、医療制度改革を進めるにあたっての大きな問題となっております。</p> <p>簡単であります。これで説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>事務局の説明は終わりました。皆様からのご質問、ご意見をいただきたいと思います。ご質問、ご意見等はございませんか。</p>
鳥居	<p>4ページの下の方ですが、縦軸が年齢で、横軸が国保と被用者保険で、現行制度では2段に分かれていて、国保と被用者保険を分けるラインがどうして斜めになっているのか、何を意味しているのか。</p>
事務局	<p>今の現行制度では75歳以上を1つのまとまりとして後期高齢者としてとらえております。これが新しい医療制度では今の後期高齢者の保険者の85%ぐらいの方が国保にもどる予定で、現在もお勤めで現役の方は社会保険へもどすということで、線の左は国民健康保険の加入者、右は会社の健康保険の加入者ということになります。</p>
鳥居	<p>どうして斜めになっているのか。上が年齢が高いのですよね。</p>

議 事 録

No. 9

	75歳のところからも斜めで、その上も斜めになっており、85%ならどうしてまっすぐにならないのか。
事務局	60歳頃から退職される方が多く年齢が高くなるとともに、会社の保険から離れる方が多くなるので、年齢が高いほど被用者保険の加入者が少なくなるものであります。
鳥居	図のてっぺんは何歳を想定されているのか。この段階で被用者保険はあるのですか。
事務局	会社の役員などでお勤めの方もおみえになるので、何歳かはなんともいえませんが、人数は少なくなります。
会長	他にご質問等はありませんか。 特にないようでありますので、この件につきましてはこれで終わります。 事務局の方から、その他連絡事項等がありますか。
事務局	本日はご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。 審議いたしました内容につきましては、会長より市長のほうに答申をさせていただきます。答申書につきましては、答申を終えた後、各委員の皆様 に市から写しを送付させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
会長	それでは、これもちまして本日の協議会を終了させていただきます。 委員の皆様にはお忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございました。

出産育児時一時金の推移

平成 6 年 10 月から 300,000 円

平成 18 年 10 月から 350,000 円

平成 21 年 1 月から 産科医療補償制度加入の医療機関等の場合
30,000 円加算の創設 (380,000 円)

平成 21 年 10 月から 390,000 円 (420,000 円)

(平成 23 年 3 月 31 日までの時限措置)

※ 県下全市で現行金額維持の予定

年度	件数	支給額 (千円)
18 年度	305	98,450
19 年度	307	107,250
20 年度	281	100,270
21 年度	258	101,069

○税率の推移

年度	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額（万円）		
	%	%	円	円	小牧	税法	差額
11	5.9	35	15,000	16,800	46	53	7
12	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7	0
13	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7	0
14	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	7	0
15	5.8	30	19,000	21,000	50	53	3
(介護)	0.75	5	4,800	4,800	7	8	1
16	5.9	30	22,000	23,000	53	53	0
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	8	0
17	5.9	30	22,000	23,000	53	53	0
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	8	0
18	5.9	30	22,000	23,000	53	53	0
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	9	1
19	5.9	30	22,000	23,000	53	56	3
(介護)	0.85	5	5,400	5,000	8	9	1
20	4.0	20.5	23,500	24,100	47	47	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	9	9	0
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	12	12	0
21	4.0	20.5	23,500	24,100	47	47	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	9	10	1
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	12	12	0
22	4.0	20.5	23,500	24,100	50	50	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	10	10	0
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	13	13	0
23	4.0	20.5	23,500	24,100	51	51	0
(介護)	0.85	5.0	5,400	5,000	12	12	0
(支援)	1.0	5.2	6,000	6,100	14	14	0

※ () は改正 23年度は予定

() は税法と小牧市の賦課限度額が同一のもの